

# 複雑な流通ルートはかつてのヤミ米流通ルート

## 事故米を売らざるをえない事情

冬木 勝仁  
東北大学大学院准教授



### 事故米不正流通・問題の背景

- 事故米穀とは、WTO協定に基づく輸入米（年間77万トン）のうち輸入後の国内残留農薬基準の見直しによって基準値を超えることが判明した米穀等及び倉庫に保管中に水濡れ等の被害を受けたりカビが生えたりした米穀のことをいう。
  - 平成15年度から20年度にかけて政府が17業者に対して売却した事故米穀の総量は7400トンであり、このうち非食用に使う条件で農林水産省が民間業者に販売している事故米穀は、6740トン。
  - このうち基準値を超えるメタミドホスが検出された米穀は3469トン。
  - カビ毒であるアフラトキシンが検出された米穀は9.5トン。
  - このほか、商社が工業用に販売した輸入米穀のうち、基準値を超えるアセタミプリドが検出された米穀が598トン。
- 〈農水省・事故米穀の不正流通に関する対応検討チーム（平成20年9月22日）〉

事故米の不正転売問題で三笠フーズ九州工場の倉庫内を調べる捜査員ら。福岡県筑前町。（提供：時事）

和菓子、せんべい、赤飯・おこわ、焼酎、そして学校給食。農薬やカビ毒に汚染された総量7400トンの事故米が食用として全国に流通。問題となったのはミニマム・アクセス(MA米)という輸入米。MA米とは、事故米とは何か。食べてはいけないコメがなぜ流通したか、そのルートは、コメ流通研究の第一人者である東北大学大学院・冬木勝仁准教授に聞く。(聞き手 編集部)

なぜ事故米が食用として出まわったのでしょうか。

### 問題になったのは輸入米

今回、販売されて流通した事故米の総量は、農水省発表で7400トンあります。そのうち国産米とはつきり書かれているのが2115トンで、それ以外は輸入米のようです。国産米は保管中にカビが生えたりしたのですが、問題になったのは輸入米です。

ふつう輸入するときに食品衛生法違反とされた食品は、その時点で廃棄ないしは返すことが厚労省から命じられるはずですが、今回も輸入の時点でそういうコメが見つかったので、大部分は廃棄と積み戻しが指示されていますが、一部は工業用目的での転換を条件に輸入を認められ

### 事故米を売らざるをえない事情

どうして特別扱いしたかということ。通常、民間業者に対して厚労省はかなり厳しく指示をしています。コメの輸入業務は商社が行いますが、買っているのは国、直接には農水省です。

変な話ですが国の機関である農水省が輸入したのに対して、別の国の機関である厚労省が命令を出すということになっています。このところで農水省と厚労省の間で、特別扱いすることについて何か協議があったのではないかと思っています。

それは年間77万トンを輸入することが政府の方針になっていますから、とにかく輸入しなければならぬとして特別扱いをしたということ。そのコメがすべて出まわったことが出発です。

これらのコメは、まず政府倉庫に事故米として入ってきます。コメの流通は食糧法で規定されていますが、食糧法はあくまでも主食米に関する法律です。事故米に関する規定がなく予算措置が執られていません。つまり事故米を処分する予算が

ふゆき・かつひと 1962年、京都府生まれ。京都大学大学院修了。東北大学大学院農学研究科准教授。研究分野は農業市場学、日本における米流通・市場に関する研究。『グローバリゼーション下のコメ・ビジネス』(日本経済評論社)など著書多数。